

第11回

(仮称)函館市子ども条例制定検討委員会

会議録(要旨)

日 時 平成25年10月18日(金)

18時00分～20時40分

会 場 総合保健センター2階健康教育室

1 出席者

(1) 委員18人

藤井委員，大江委員，三浦委員，森越委員，木村委員，阿部委員，小松委員，野村委員，青田委員，亀井委員，数又委員，加藤委員，横山委員，小原委員，水戸委員，小林委員，武田委員，千原委員

(欠席：長谷委員)

(2) 事務局7人

子ども未来部 岡崎部長，宿村課長，柴田課長，加藤課長，横川課長，小林係長，宮越主任主事

2 配付資料（当日配付） グループ討議のため配付資料なし

3 会議録

発言者	発言要旨
-----	------

1 部長あいさつ

【岡崎部長】 皆様こんばんは。本当に寒くなってまいりまして，そんな中でもこんなに集まっていたきましてありがとうございます。私どもの主催で先日，思春期保健講演会というのがありまして，ここで筑波大学社会学の土井隆義先生にご講演をいただきました。一人が怖いつながり過剰症候群というテーマでございました。いろいろなおもしろい統計を駆使してのお話をいただきましたが，土井先生の結論といたしましては，子ども達の間関係の軸足を広げて，その数を増やして現代に見合った形につながるの質を変容していかなければならない。内部で閉じた強固な結束ではなく，緩やかな外部へ開かれたつながりが大切だというようなお話をされていました。人間関係に過剰に反応してしまう子ども達の心理といいますか，その有り様を社会学の立場から鋭く分析をされた講演でありまして，私も大変参考になった次第でございます。前回からグループに分かれて討議を行ってきております。それぞれのご意見を発表していただいて，小グループの中での発表がフォトマップされて皆さんのディスカッションにつながっていくような形式を取りながら，議論を深めていただければと希望しているところでございます。とりわけ本日は，提言の根幹をなす重要な話し合いになると思いますので，どうぞ皆様，力を込めてそしてリラックスをして進めていただければと思っております。どうぞ今日もよろしくお願いたします。

2 開会

【委員長】 〈開会宣言〉

3 第10回会議録について

【事務局】 第10回会議録につきまして，ご説明致します。10月9日に委員の皆様へ発送いたしました。この会議録につきましては，これまで同様発言要

旨の形で取りまとめており、訂正等がございましたらお知らせ頂きたいと思ひます。また、市のホームページ上での会議録の掲載につきましては今月中を予定しております。以上でございます。

【委員長】 事務局から、第10回会議録の説明がありましたが、何かご質問やご意見等がありますか。

ないようですので、議事に入りたいと思ひます。

4 議事

【委員長】 前回確認しましたとおり、条例の必要性、目的、方向性、理念など、条例の根幹についてですが、今回から具体的なテーマに沿ってグループに別れて協議をしていきたいと思ひます。その後休憩をとってグループの発表、そして全体ディスカッションという流れになっております。よろしくお願ひします。それでは事務局から詳細な説明をお願いします。

【事務局】 今回のグループ討議につきましては、前回の委員会の最後に意見がありましたとおり、条例の必要性、目的、方向性、理念など、条例の根幹について議論をいただきたいと思ひます。前回同様各グループごとにホワイトボードと模造紙をご用意しておりますので、それらを活用していただきグループの意見として取りまとめをしていただきたいと思ひます。また、前回の委員会で意見がございました条例の根幹に関わる部分を協議していく中で、今後協議が必要なテーマ等も見えてくると思ひますので合わせて議論をしていただきたいと思ひます。なお、参考としまして前回の分類作業により浮かび上がった今後の協議が必要と考えられるテーマについて取りまとめたものを参考資料として配付をさせていただいております。この作業につきましては、前回同様全員参加を基本としまして、役割分担を決めて行っていただきたいと思ひます。まず、それぞれのグループの中で進行係、記録係、発表係の3名を決めていただきまして、進行係は全員の意見を上手に引き出していただくと共に時間の管理をしていただきたいと思ひます。記録係につきましては、委員の発言要旨やポイントをメモしていただきたいと思ひます。発表係は記録係のメモをもとにグループ討議の経過や感想等を発表していただきたいと思ひます。それぞれの時間配分ですが、役割分担を5分程度で決めていただきその後実際の協議時間は、進み具合にもよりますが60分から70分程度を見込んでおります。その後発表に向けたまとめの時間が10分程度、そしてグループごとの発表の時間が5分程度と考えております。なお、今回のグループ討議につきましては、非常に多くの意見等が出されることが予想されることから、もしかすると今日1日では取りまとめが難しいかもしれません。進捗状況にもよりますが、場合によっては次回も継続して議論するなどの対応を考えております。これで簡単ですが説明を終わります。

【委員長】 それでは事務局に対して質問はありませんか。ないようですので早速各グループで作業に入ってください。よろしくお願いします。

【全委員】 グループ討議 開始

・第1グループ（A・Bグループ）

[藤井委員, 小松委員, 野村委員, 武田委員, 大江委員, 阿部委員, 加藤委員]

・第2グループ（C・Dグループ）

[三浦委員, 千原委員, 横山委員, 森越委員, 青田委員, 水戸委員]

・第3グループ（E・Fグループ）

[木村委員, 小原委員, 亀井委員, 数又委員, 小林委員]

【委員長】 まだ話たりないと思います。今日まとめられなくてもいいのではないのでしょうか。次回も議論をして根幹の意見を出すという事務局の考えもありますので、じっくりともう少しやってもよいのでしょうか。

10分間休憩を取りまた再開いたします。

【委員長】 今日その場で終わってしまうこともありますが、8時まで話をしても意見がまとまらない場合は、各グループが中間報告をして他のグループの話も聞くことが必要だと考えますがいかがでしょうか。それでは発表する準備もお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

グループ討議 中間報告発表

【第1グループ】 根幹に関わる問題ということで、いろんな意見をそれぞれ出させていただきました。何点か象徴的な意見を発表します。ひとつは条例が必要かどうかはこれはみなさん必要だということで、条例の枠組みとか中身については、これからいろいろ検討しなければならないが、方向としては、エキスを集めてあまり多くない、精選されたものを作った方がよいのではないかと。かならず枝・葉が必要になってきますが、その部分については条例と関連して別に考えるという意見がありました。制度というのは、一回作ると3年とか早いものでは1年という期間でいけるが、理念というものは10年や20年経たないと定着しない。であれば条例を理念としてもっていくのか。制度を絡めた実効性をもたせるのか。どっちがいいのかという所からスタートしました。例えば、実効性のあるものでないと私も駄目だと思いましたが、それだけではなくて世の中はそう簡単に変わらないと考えれば、理念のエキスを集めたものを長い時間をかけて浸透させていく。例をあげれば健康増進法では、たばこを吸う人がだんだん隅に追いやられていて、確実に世の中に浸透してきています。分煙や施設内禁煙はあたり前になりました。考え方として

はこういった考え方だと思います。子ども条例の理念をゆっくり時間をかけて浸透させていき、あたり前だと世の中が感じられるような方向にもっていったらと思います。その他にもそれぞれの委員から、経済中心の世の中になってきましたが、経済の家庭に及ぼす影響は大きいわけですが、現在アウトソーシングに子どもを育てていますが、親として子どもを見ようとする気持ちだけでは、どこかに残せるのではないか。いくら忙しいから親が駄目だからそんな時間はないとは言いながら、子どもを健全に育てようという気持ちを親にもってもらえることはできるだろうということです。親が子どもにかけられる時間は、近代化と共にどんどん減ってきています。さっき言ったようにアウトソーシングになってしまいますので、その流れの中で今何ができるかということも考え直さなければならぬと思います。子どもの意見を反映させることは、大人の責任と子どもがどこまでできるかということのをこれから話を深めていかなければならぬと思います。子どもの環境としてゲームの話もでした。そのゲームに取り組んでいる子ども達にゲームをさせっぱなしにすることは、子どもの権利を奪うことにつながる。つまり「時間泥棒」という本に書かれた中に子どもが健全に育っていくためにやってほしいことを、野放しにしてやらせっぱなしにしておくのは、子どもからゲーム機を取り上げるのではなくて、子どもの育つ権利を守るという意味ではないか。総じて私達の班では、条例の方法をいろんなことをたくさん盛り込んでいっぱいにするのではなくて、エキスを集めたものにして、そのエキスを長い時間をかけて育てていき、結果的にそれがあたり前だとお互いに思える仕組みにしていく。以上で終わります。

【第2グループ】 第2グループですが、まず条例を作るにあたって、なぜ函館に条例をつくるのかということで、皆さんの意見が一致した点からご説明します。市民のための条例である。少子化や社会問題を解決する条例であってほしい。という点が一致していました。函館市では健全育成条例は必要あるというのに、なぜ権利条約が普段から必要ではないかと言われぬという議論になりまして、それは広く条約のことが知られていないのではないかと。現代の日本では、条約とピン트가合う機会がなく浸透していない。という意見がありましたが、このあたりはまだ結論が出ていませんが、まず、子ども条例を作る必要性があり、その目的は子どもが健やかに育ち、子どもを一市民として扱うことが必要だということで意見が一致しました。ここから先はまだまとまっていませんが、3点ほどあると思いました。まずひとつは権利です。まだ日本では、権利について身をもって学ぶ機会が少ないのではないかとという意見がありました。大人自身が正しい権利の理解ができていないのに、子どもに正しい権利を教えられないので、私達自身がまず権利を学ぶ機会を作らなければならない。学ぶということは、机の上で勉強するのはもちろんですが、身をもって意見を交換する場を作ることも大事ではないかと思えます。そこで提言ですが、私達第2グループでは、この集まっている場で権利を1回勉強する機会があってもいいと思います。次に子ども観についてですが、まだ

まとまってはいなのですが、子どもは未熟だから大人社会で生きるために育っていかなければならないのか。それとも、子どもは未熟だけれども大人と同じ社会の構成員として扱うべきなのか。あなたらしく生きるという範囲はどこまで許されるのかという点で議論になっていました。3点目に条例を作る方向性について、権利条約をもし扱うのであればわかりやすく書き換える必要があるのではないか。そもそも権利条約をかみ砕いても、書くのに抵抗があるのではないかという意見もありました。以上で終わります。

【第3グループ】 第3グループは、意見が飛び交いすぎてまとまりませんでした。一応まとめてみました。資料には、5つほど項目がありましたが、基本的には条例の方向性で議論しました。子どもの育ちを中心として条例を作る。その条例は施策がある程度一致していないとうまくいかないの、市の施策としては子どもに優しいまちづくりにポイントを置いていると思いますので、そこを中心をやってほしい。子どもの育ちというのは、子どもが豊かに育つ子どもが持っている権利をきちんと盛り込んでいかなければならない。安心して生きるというのは、いじめや虐待というものから守ってあげる。子どもの遊びの変化が今の時代にあって、遊び場で公園はあるがそこでゲームをしたり、子ども達が群れて遊ぶことがないように思えて、群れて遊ぶことによりコミュニケーションが生まれてコミュニティがあって、その中でいろいろ学ぶことがあると思いますが、そういう機会が少なくなっていると感じています。それから自らの力を発揮して成長していく。思いや意見が尊重されることに関しては、過保護が見られる状況にあって選択肢を与えられていない。やはり自分で考えたことを口に出して言える。そういう機会を周りの大人達が持たせてあげることが重要だと思います。ひとり一人が大切にされる。それが強すぎると過保護になってしまう。その思いや意見がきちんと理解されることが、大切にされているシグナルになると思います。ここは重要でこの部分に関しては、まだまだ考えていけばたくさん出てきますが、それを踏まえて基本理念として、子どもの権利を主体として尊重する。子どもの最善の利益を尊重する。子どもの力を信頼する。という基本理念が3つでました。以上で終了します。

【委員長】 ありがとうございます。3つのグループの中間発表を聴いて、質疑応答をします。どなたかございますか。

【三浦委員】 今回の第3グループの感想ですが、基本理念の表現が子どもの権利条約の要旨が多く汲んであるのかと思います。第1グループにお聞きしますが、今函館になぜ条例が必要なのか。この答えがあればお聞きしたいと思いたすので、お願いしたいと思いたす。

【第1グループ】 必要性に関する意見はそれぞれありましたが、例えば野村委員は、国際法で出来ているので、それに対応する必要があるのではないかという意見がありました。やはり、世の中で子どもに関わることがどんどん少なくなっている。そういう時代だからこそ子どもを健全に育てるための我々の心構えやシステムを整理する必要がある。しかし、そこに三浦委員

が言っている函館になぜ必要かというところまで話は煮詰まっております。

【野村委員】 関連で、三浦委員の質問に対する直接的な答えでないかもしれませんが、函館という地域限定ではありませんが、条例の理念だとか方向性の関連で単に心構えだとか建前を並べる条例では意味がありません。具体的な子どもの権利と子どもの安全や命を守る具体的な政策に結びつけていくような条例が必要だと私は思います。一つの例として札幌市の権利条例で規定されている救済機関の設置が必要だと思います。例えば、何年か前に三浦委員が座長をしていて私も委員として参加した地域福祉計画づくりで第2次計画の委員会がございました。普通、計画といいますと計画を書いて終わりという感じなんですけど、計画に打ち出したものが、あるいは条例で打ち出したものが具体的な施策に結びつく。行政的な立場からいうと具体的な予算要求に結びついていくような項目がないと、ただ書いただけで終わってしまいます。大変努力されて地域福祉コーディネータの設置というのを計画に盛り込みました。それが実際に今、万代町地区周辺で地域のお年寄りから子どもから母子家庭から子どもの学習支援からいろんなことを総合的なメニューでやっていく地域福祉コーディネータにより成果を上げています。私はやはりこれまで手間暇かけて条例を作る以上、具体的に子どもなり子育ての役に立つような施策に結びつけられるようなことを、ぜひ、条例の中に盛り込んでほしいと思います。

【委員長】 他ございませんか。補足でもかまいません。では時間もありませんので次回も引き続きこの問題を継続していきます。これでよろしいでしょうか。グループは今日と同じグループでお願いします。

次回はそれを受けて、次回以降の絞り込んだテーマを話し合っていきたいと思います。

【三浦委員】 今日確かに時間が足りなくなり、引き続きやっていただきますが、私が感じたことはそもそもなぜ条例か。目的、方向性、理念ですね。これは大きな問題ですから、これは集中してやる。徐々に柱といいますか細かくしていきますが、子どもの権利条約に対する認識は我々委員全員が最低でも第2条、第3条、第6条、第12条の一般原則くらいは共通に勉強し合って認識を同じにして、その上で函館にその精神を条例に活かすことが良いと個人的には思います。条約、総括意見にも2回出ていますので知識を入れておくと、そういったものを踏まえて案ができてきて議会に提案されるわけです。踏まえたものでなければ私は弱いものだと思います。今後根幹に関わるのが終わり次第、根っこに流れる共通の認識が大事だと思います。我々の班で議論になった子ども観ですが、大人がちよっと上で下が子どもだという条約に基づく子ども観。大江副委員長から盛んに言われています、子どもはエンジェルかデビルかという。私は同じ人間だと思っていますが、そういった極端な意見を踏まえながら子どもはどうあるべきかという議論も必要ですし、自己肯定感が低いという共通の話題もありました。

共通言語や条約の共通認識にたった上で、3回目以降は具体的に推進委員会や組織や盛んに話題になった子どもの虐待・暴力、体罰の対応をどうするか。行政や家庭の責務、学校の役割、地域の役割、事業主の役割などをこれから徐々に入っていくのかと思います。いずれにしても、大きなところから徐々に絞っていく、それでぜひお願いしたいと思います。

【委員長】 他に次回以降の進め方で、ご意見ございますか。

【小林委員】 この議論の組み立ての中で、今の子ども達がどういう育ちの状況にあるかがはっきりしなければ、何のためなのかにつながっていきません。やはり子ども達のがびのびと子どもらしく子ども時代を過ごしているのか。いないのか。今の函館の子ども達は。そこに問いかけながら条例の基本、根幹に関わっていかなければ、どうも根幹ばかりだけが先歩きしてしまう。もう少しリアルに子ども達の状況（不登校・いじめ・虐待）がこれほど大きくなっていることを前提にしながら、もう少し深めながら議論をすることで、条例の理念と根幹のところに触れていったら見えてくると私は思います。

【委員長】 今、根幹に関わる話がありました。時間がありませんでしたので終息できるかどうかはわかりませんが、もう少し話し合いが必要だと感じました。

一方で子どもの現状、子ども観というものを深く掘り下げて共通認識にたつことで方向性の理念がはっきり見えてくる。つまり、根幹を話をして特に各論の方で、議論を移して根幹が見えてくるといった議論ですが、いかがでしょうか。となると次回は、事務局で今日のことをまとめていただく必要があるわけですが、次回まとめたものを配っていただいて次回は子どもの現状というものにシフトしてもう1回見直していく。これもありかと思います。回数の問題もありますが、どうでしょうか。

【小林委員】 それほど強く言ったつもりはないです。今までの形の中でその現状に顧みながら進めていくと十分だと思っています。

【委員長】 他にどうでしょうか。

【三浦委員】 ぜひとも共通の事項を固めていただき、いじめやら不登校やらをどうするか。解決のための措置をする機関を設けるか設けないか。こういうのは第3段目に議論していけばまとまりやすいと思います。

【委員長】 最初に資料として子どもの権利条約については配られています。それでは次回それを持ってきましょう。もし時間がありましたら、条文に目を通していただきたいと思います。では、次回は条例の方向性について、まとめをしていただいて、それから子ども現状の方に入っていきたいと思います。その時も権利条約の冊子を持ちよって、どういう形で確認できるかわかりませんが考えさしていただいてもよろしいでしょうか。
ありがとうございました。

事務局でその他事項はございますか。

【事務局】 その他事項はございません。

【委員長】 次回日程について、事務局から説明をお願いします。

- 【事務局】** 次回，第12回の検討委員会の日程につきましては，11月21日（木）午後6時からこちらの会場で開催を予定しております。開催につきましては，改めて文書で照会をさせていただきますので，よろしくお願いいたします。
- 【委員長】** 以上を持ちまして本日の会議を終了いたします。